三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字須谷一九の一・一九の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県勝田郡勝央町東吉田字城奥一一七三の一、一一八九の一、一一八九の六から一一八九の一〇まで、字大成一一七四の三、苫田郡鏡野町黒木字ミヤマカゲ九六三の一、字タワ九六五の一、九六五の三
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字城奥一一七三の一、一一八九の一、一一八九の六から一一八九の一〇まで、字大成一一七四の三、字ミヤマカゲ九六三の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県勝田郡勝央町東吉田字煎粉谷五四八の二、五五三の三、五五三の四、津山市加茂町小渕字酢谷八七四の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所及び勝央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鳥取県八頭郡智頭町大字口波多字ミソギ七八四の二、七八四の三、大字波多字マタケ五五六の一、五五六の三、五六二の一、字孫谷六〇四の一、大字口宇波字中ヶ谷七五五
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市・登米市・柴田郡村田町（以上二市一町について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁並びに関係市役所及び村田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
昭和五十八年九月二日農林水産省告示第千五百六十九号（一、二、四及び五に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十八年八月二十日農林水産省告示第千五百十四号（三に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦